

## 一般社団法人福岡県警備業協会入退会手続き等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人福岡県警備業協会（以下「協会」という。）定款第6条から第12条の規定に基づく入退会手続き、入会金及び会費について定める。

### (入会手続き)

第2条 正会員になろうとする者は、入会申込書（別記様式1）に次の各号に掲げる書類を添付して協会会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 登記簿謄本
- (2) 会社の経歴書
- (3) 事業所代表者の経歴書
- (4) 警備業法第4条の規定に基づく認定証の写し、若しくは第9条の規定に基づく営業所の届出書の写し。

2 賛助会員になろうとする者は、入会申込書に次の各号に掲げる書類を添付して協会会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 登記簿謄本
- (2) 会社の経歴書
- (3) 事業所代表者の経歴書

### (入会金)

第3条 入会金は次表のとおりとし、納入日をもって入会の日とする。

正 会 員	50,000円
賛 助 会 員	30,000円

2 入会金の納入方法は、協会指定の銀行口座に振込むものとする。

### (会 費)

第4条 会員は次表に掲げる年会費を新年度の5月末日までに納入しなければならない。ただし、会員の申し出により、協会は年会費を分割して前期（4月1日から9月30日まで）分及び後期（10月1日から翌年3月31日まで）分として年会費の半額をそれぞれ、各期の初めの月の末日までに納入させることができる。

会員の種類	資本金別	会費（年額）
正会員	1,000万円以下	168,000円
	1,001万円以上2,000万円以下	216,000円
	2,001万円以上5,000万円以下	276,000円
	5,001万円以上1億円以下	324,000円
	1億円超	384,000円
賛助会員		60,000円

- 2 年度の途中で新たに入会した会員の会費は、前項の表の会費を12で除した額に当該年度の残月数（入会月を含む）を乗じた額を入会日に納入するものとする。ただし、当該会員が分割して納入することを希望した場合は、協会は前項ただし書きに準じて納入させることができる。
- 3 会費の納入方法は、協会指定の銀行口座に振込むものとする。
- 4 会員会社の資本金が変更となった場合は、変更の翌年度から変更後の資本金に応じた会費を納入するものとする。

#### （退会）

第5条 定款第9条第1項の退会の届出は、別記様式2の書面を協会会長に提出して行う。  
 なお、退会時に既に納入している入会金及び会費の返還は行わないものとする。

#### 附 則

この規程は、昭和62年5月15日から施行する。

#### 附 則

この規程の一部改正は、平成4年4月1日から適用する。

#### 附 則

この規程の一部改正は、平成17年4月1日から適用する。

#### 附 則

この規程の一部改正は、平成25年4月1日から適用する。

#### 附 則

この規程の一部改正は、令和元年5月28日から適用する。